

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業(感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)

対象事業所	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等の提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等	
通所系	1 療養介護	2,374 千円/事業所
	2 生活介護	757 千円/事業所
	3 自立訓練(機能訓練)	346 千円/事業所
	4 自立訓練(生活訓練)	273 千円/事業所
	5 就労移行支援	265 千円/事業所
	6 就労継続支援A型	335 千円/事業所
	7 就労継続支援B型	353 千円/事業所
	8 就労定着支援	52 千円/事業所
	9 自立生活援助	27 千円/事業所
	10 児童発達支援	380 千円/事業所
	11 医療型児童発達支援	240 千円/事業所
	12 放課後等デイサービス	360 千円/事業所
短期入所	13 短期入所	204 千円/事業所
入所・居住系	14 施設入所支援	1,215 千円/施設
	15 共同生活援助(介護サービス包括型)	402 千円/事業所
	16 共同生活援助(日中サービス支援型)	358 千円/事業所
	17 共同生活援助(外部サービス利用型)	180 千円/事業所
	18 福祉型障害児入所施設	1,182 千円/施設
	19 医療型障害児入所施設	635 千円/施設
訪問系	20 居宅介護	115 千円/事業所
	21 重度訪問介護	188 千円/事業所
	22 同行援護	65 千円/事業所
	23 行動援護	115 千円/事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	46 千円/事業所
	25 保育所等訪問支援	38 千円/事業所
相談系	26 計画相談支援	60 千円/事業所
	27 地域移行支援	44 千円/事業所
	28 地域定着支援	46 千円/事業所
	29 障害児相談支援	44 千円/事業所

対象経費の例(※4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用</li> <li>・外部専門家等による研修の実施に要する費用</li> <li>・(研修受講等に要する)旅費、宿泊費等</li> <li>・感染防止を徹底するための面会室の改修費</li> <li>・建物内外の消毒費用・清掃費用</li> <li>・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費</li> <li>・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料</li> <li>・自動車の購入又はリース費用</li> <li>・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用</li> <li>・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料</li> <li>・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用</li> <li>・居宅介護職員による同行指導への謝金</li> <li>・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費</li> </ul>
------------	---

交付額の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出(見込)額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> <li>・1施設・事業所当たり上限額に達するまで助成することができる。</li> </ul>
--------	---

※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。  
 ※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。  
 ※3 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。  
 ※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業(感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)

基準単価	3,000 千円/施設・事業所
交付額の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出(見込)額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> </ul>
※ 対象事業所: 障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所	